

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

兵庫県知事は、母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

兵庫県知事

公表日

令和7年1月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付事務
②事務の概要	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図り、あわせて児童の福祉を推進することを目的として、修学資金をはじめとした12種類の資金を無利子または低金利で貸付を行う制度である。 具体的には、以下のとおり特定個人情報を取り扱う。(政令市・中核市を除く) ①貸付金に係る申請の際に、申請者より個人番号の提供を受ける。(権限を市町に委任) ②提供された個人番号に基づき、中間サーバーを介して、情報提供ネットワークにより貸付金の承認要件の審査に必要な情報を取得する。 ③取得した情報により申請内容を審査し、審査結果に基づき貸付を行う。 ④貸付、償還関係情報の変更内容を、中間サーバーに保存する。
③システムの名称	母子父子寡婦福祉資金システム、統合宛名管理システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
貸付情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表63 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 88の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42,125,161の項 同第44条 リ 第90条 第一項、第二項、第三項、第四項 第91条、第127条第1項 リ
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部児童家庭課
②所属長の役職名	児童家庭課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福祉部児童家庭課 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-362-3201 総務部法務文書課(県民情報センター) 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-362-4161
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部児童家庭課 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-362-3201
⑨規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年8月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年8月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務にかかる横断的なガイドラインに従い、宛名登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には3情報による照会を行うことを厳守している。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。申請書様式において、手続きに必要な項目のみ記入するような形式を使用している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	第19条第1号ト・同条第2～5号、第44条第1号ト・同条第2～5号	第19条第1号ト・同条第2～6号、第44条第1号ト・同条第2～6号	事後	法令改正
平成29年5月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部こども局児童課 児童課長 柏原 俊朗	健康福祉部少子高齢局児童課 児童課長 木下 浩昭	事後	組織改編 人事異動
平成29年5月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	健康福祉部こども局児童課 企画県民部文書課県民情報センター	健康福祉部少子高齢局児童課 企画県民部管理局文書課県民情報センター	事後	組織改編
平成29年5月31日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	健康福祉部こども局児童課	健康福祉部少子高齢局児童課	事後	組織改編
平成29年5月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成29年5月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成30年7月20日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	児童課長 木下 浩昭	児童課長	事後	様式変更
平成30年7月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正
平成30年7月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月24日	IV リスク対策	—	記載のとおり	事後	様式変更
令和2年7月29日	I 関連情報 6. 他の評価実施機関		なし	事後	該当ない旨を証するための変更
令和2年7月29日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	企画県民部管理局文書課県民情報センター 神戸市中央区下山手通4-16-3 078-341-7711	企画県民部管理局文書課県民情報センター 神戸市中央区下山手通4-16-3 078-362-4161	事後	記載内容の変更
令和2年7月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和2年7月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年6月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年6月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和4年10月14日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部少子高齢局児童課	福祉部児童課	事後	組織改編
令和4年10月14日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	健康福祉部少子高齢局児童課 企画県民部管理局文書課県民情報センター	福祉部児童課 総務部法務文書課(県民情報センター)	事後	組織改編
令和4年10月14日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	健康福祉部少子高齢局児童課	福祉部児童課	事後	組織改編
令和4年10月14日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	時点修正
令和4年10月14日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	時点修正
令和5年3月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年1月4日時点	事後	時点修正
令和5年3月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年1月4日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月30日	II しきい値判断項目 3. 重大事故発生 いつ時点の計数か	発生なし	発生あり	事後	事実発生
令和5年10月2日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年1月4日時点	令和5年8月1日時点	事後	時点修正
令和5年10月2日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年1月4日時点	令和5年8月1日時点	事後	時点修正
令和5年10月2日	II しきい値判断項目 3. 重大事故発生 いつ時点の計数か	発生あり	発生なし	事後	時点修正
令和7年1月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年8月1日時点	令和6年8月1日時点	事後	時点修正
令和7年1月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年8月1日時点	令和6年8月1日時点	事後	時点修正
令和7年1月24日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 43の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第34条	・番号法第9条第1項 別表63 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 88の項	事後	法令改正
令和7年1月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(提供) ・番号法第19条第7号 別表第二 26、30、87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条第1号ト・同条第2～6号、第44条第1号ト・同条第2～第6号 ※別表第二 30の項に係る主務省令は未制定 (照会) ・番号法第19条第7号 別表第二 63の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第34条	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42.125.161の項 同第44条 リ 第90条 第一項、第二項、第三項、第四項 第91条、第127条第1項 リ	事後	法令改正
令和7年1月24日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部児童課	福祉部児童家庭課	事後	組織改編
令和7年1月24日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	児童課長	児童家庭課長	事後	組織改編
令和7年1月24日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	福祉部児童課 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-362-3201 総務部法務文書課(県民情報センター) 神戸市中央区下山手通4-16-3 078-362-4161	福祉部児童家庭課 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-362-3201 総務部法務文書課(県民情報センター) 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-362-4161	事後	記載内容の変更
令和7年1月24日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	福祉部児童課 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-362-3201	福祉部児童家庭課 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-362-3201	事後	組織改編
令和7年1月24日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠	—	十分である マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務にかかる横断的なガイドラインに従い、宛名登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には3情報による照会を行うことを厳守している。	事後	様式変更
令和7年1月24日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か 判断の根拠	—	十分である 対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。申請書様式において、手続きに必要な項目のみ記入するような形式を使用している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更